

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第14号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(保育支援課) …2
- 規則第15号 宇治市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則……………(保育支援課) …2
- 規則第16号 宇治市介護保険規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) …2
- 規則第17号 宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(男女共同参画課) …2

### 告 示

- 告示第35号 公印の新調及び廃止……………(文化自治振興課) …2
- 告示第36号 公印の新調……………(人権啓発課) …3

### 公 告

- 公告第26号 農用地利用集積計画の縦覧……………(農林茶業課) …3
- 公告第27号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更……………(農林茶業課) …3

### 監 査 委 員

- 公表第12号 定期監査の結果の報告……………3
- 公表第13号 定期監査の結果の報告……………4

### 公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………4

### 正 誤

- 2017年（平成29年）6月2日付け宇治市公報第2152号……………4

規 則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第14号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則(平成26年宇治市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。
第2条 この規則において「特定教育・保育施設」とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち保育認定子どもが利用する認定こども園及び保育所をいう。

第3条第1項中「保護者(法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもの保護者)を「教育・保育給付認定保護者(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者)」に改める。

第4条ただし書中「支給認定子ども(法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもでもある者に限る。以下同じ。)」を「保育認定子ども」に、「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第5条中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
第6条中「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第1号及び第2号中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同条第3号中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4号中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第8条第1項中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項第1号中「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第2号及び同条第3項中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第10条第1項第1号中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第2号中「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同条第2項中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

宇治市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第15号

宇治市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
宇治市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年宇治市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第3条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「第1条第9号」を「第1条の5第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第16号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則

宇治市介護保険規則(平成12年宇治市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

Table with columns forフリガナ, 被保険者番号, 被保険者氏名, 個人番号, 生年月日, 性別, 男・女

を

Table with columns forフリガナ, 被保険者番号, 被保険者氏名, 個人番号, 生年月日, 年 月 日

に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第17号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例(平成31年宇治市条例第3号)の施行期日は、令和元年10月1日とする。

告 示

宇治市告示第35号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則(平成7年宇治市規則第6号)第8条第3項の規定により、告示します。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

新調

Table with columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Includes details for '宇治市産業地域振興部長之印' and its image.

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止年月日	印影
宇治市市民環境部長之印	市民環境部長名をもって発する文書用	平成31年4月1日	

宇治市告示第36号

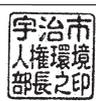
公印の新調について

次のとおり公印を新調したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

新調

公印の名称	使用区分	使用開始年月日	印影
宇治市人権環境部長之印	人権環境部長名をもって発する文書用	平成31年4月1日	

公 告

宇治市公告第26号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

- 令和元年度第6号
- 令和元年度第7号
- 令和元年度第8号
- 令和元年度第9号

2 関係書類の縦覧期間

令和元年9月27日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

宇治市公告第27号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

1 縦覧期間

令和元年9月27日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年9月18日

宇治市監査委員

- 森 真二
- 松岡 ゆかり
- 鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度建設部及び農業委員会事務局の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年5月10日から同年6月28日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設部建設総務課、用地課、道路建設課及び農業委員会事務局における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証書書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 道路占用料収入状況（建設総務課）
- 道路拡幅等予定用地使用料収入状況（建設総務課）
- 境界明示等手数料収入状況（建設総務課）
- 委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）
- 工事請負費支出状況（道路建設課）
- 旅費支出状況（用地課、農業委員会事務局）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 建設総務課

(1) 道路占用料収入状況について

平成28年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。速やかに改善を図られるよう強く求める。

(2) 道路拡幅等予定用地使用料収入状況について

特になし。

(3) 境界明示等手数料収入状況について

前回定期監査において、手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう強く求める。

(4) 委託料支出状況について

特になし。

2 用地課

(1) 旅費支出状況について

特になし。

3 道路建設課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

4 農業委員会事務局

(1) 旅費支出状況について

特になし。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年9月18日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度政策経営部及び建設総括室の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年6月4日から同年7月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、政策経営部行政経営課、政策推進課、財務課及び建設総括室における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- ふるさと応援寄附金収入状況（行政経営課）
- 報償費支出状況（行政経営課）
- 統計調査員報酬支出状況（政策推進課）
- 委託料支出状況（行政経営課、政策推進課）
- 公債費支出状況（財務課）
- 積立金支出状況（財務課）
- 備品管理状況（行政経営課、政策推進課、財務課）
- 負担金、補助及び交付金支出状況（建設総括室）
- 使用料及び賃借料支出状況（建設総括室）

監査の結果は、おおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後も、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 行政経営課

- (1) ふるさと応援寄附金収入状況について  
特になし。
- (2) 報償費支出状況について  
特になし。平成28年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられると指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (3) 委託料支出状況について  
特になし。前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられると指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

2 政策推進課

- (1) 統計調査員報酬支出状況について  
特になし。
- (2) 委託料支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

3 財務課

- (1) 公債費支出状況について  
特になし。
- (2) 積立金支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

4 建設総括室

- (1) 負担金、補助及び交付金支出状況について

特になし。

- (2) 使用料及び賃借料支出状況について  
特になし。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和元年9月27日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和元年9月27日	宇治池森の一部・横島町石橋の一部・大町の一部・月夜の一部・幡貫の一部・吹前の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

正 誤

2017年（平成29年）6月2日付け宇治市公報第2152号中

ページ	欄	行	誤	正
29	右	23行目	(4) 短時間型通所サービス	(4) 短時間型通所サービス費